ご存知ですか?

パートタイム労働者も 雇用保険の被保険者になります

パートタイムで働いている人(正社員よりも週の労働時間が短い人のことをいいます。)でも、次の2つの要件を満たす場合は、 雇用保険に加入しなければなりません。

- 1. 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- 2. 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

健康保険の被扶養者として取扱われている方 や所得税の配偶者控除 の対象となっている方 も、上記の2つの要件 を満たせば、雇用保険 に加入しなければなり ません。

労働条件の変更により、 上記の2つの要件を満 たす場合には、変更が あった時点から適用さ れることとなります。 労働時間、賃金その他 の労働条件が、就業規 則(それに準ずる規 定)、雇用契約書、 雇入通知書等の文書で 定められていることが 必要です。

1 週間 2 0 時間以上 31日以上の 雇用見込み



正社員を雇用したり、正社員と同じ労働時間で雇用した場合は、 雇用した初日(試用期間を含む)から雇用保険に加入させなければ なりません。ただし、次の方は加入できません。

- ■昼間学生
- ■臨時内職的に雇用される人
- 4 か月以内の季節的業務に限定して雇用される人 (詳しくはハローワークへお問い合わせください。)